

第 2 次
大多喜町行政改革大綱



大 多 喜 町

平成 1 7 年

も く じ

大綱の構成

第2次行政改革大綱の構成概要図	1
-----------------	---

大 綱

第2次行政改革大綱	2
-----------	---

1 行政改革の目的

2 行政改革推進の基本方針

住民と行政の役割分担の確立

財政運営の適正化

職員の意識改革

改革の実行性、継続性の確保及び公表

3 第2次行政改革大綱及び行財政効率化推進計画の考え方

行政改革大綱の見直し

行財政効率化推進計画の策定

4 行政改革の推進項目

効果的効率的な行財政運営

行政組織機構の再編見直し

定員管理と給与の適正化

住民サービスの改善

公有財産の管理運営の合理化

議会の組織・運営の合理化

行政改革推進に関わる政策事項

用語の解説	7
-------	---

資 料

第2次行政改革大綱策定及び行財政効率化推進計画策定までの経緯	8
--------------------------------	---

第2次行政改革大綱の構成概要図

改革の基本方針

住民と行政の
役割分担の確立

財政運営の適正化

職員の意識改革

改革の実行性、継続
性の確保及び公表

行政改革の推進項目 (行財政効率化推進計画)

効果的効率的な 行財政運営

- ア 事務事業の見直し
- イ 民間委託(アウトソーシング)の推進
- ウ 財政の健全化と将来推計による財政運営の適正化
- エ 行政の情報化の推進

行政組織機構の 再編見直し

- ア 行政機構の統廃合及び人件費の抑制
- イ 外郭団体の合理化
- ウ 保健(福祉)センターの整備改善
- エ 学校給食センター、老人福祉センター、火葬場等の運営体制の改善
- オ 自動車学校、特別養護老人ホームの将来運営計画の検討
- カ 委員会、審議会等の附属機関の整理合理化

定員管理と 給与の適正化

- ア 職員定数の削減と定員適正化計画の策定
- イ 人件費構造の見直し
- ウ 勤務体制と時間外勤務命令の適正化
- エ 勤労意欲の養成と人材育成による人事の効率化

住民サービスの 改善

- ア 窓口環境及び機能の改善
- イ 住民との対話によるニーズの行政への反映

公有財産の管理 運営の合理化

- ア 既設の公共施設の管理体制の効率化と利用促進
- イ 地域ボランティアの養成とNPO団体の活用
- ウ 公共用地などの有効活用
- エ 水道浄水施設の改善と合理化計画の検討

議会の組織・運営 の合理化

議会の自主的な検討

行政改革推進に 関わる政策事項

- ア 庁舎建設の検討
- イ その他政策的な取り組み

第2次大多喜町行政改革大綱

平成17年3月 策定

1 行政改革の目的

昨今の本町を取り巻く厳しい社会情勢は、本町財政を大きく左右する社会経済や景気の動向、さらに国県における地方行財政対策など、必ずしも楽観できない状況であります。

このような状況の中、本町の歩む将来が、安心して安全なそして福祉の充実した町であり続けることが、住民の強い願望であることは明らかであり、本町の更なる発展を目指し、そして将来避けて通れない合併の検討を有効に進めるために、健全財政を維持し、厳しい社会環境に耐えうる行政体の構築は不可欠であり、そのためには、住民と行政が一体となった体制で新しいまちづくりを進めることが必要であります。

本町は、従来から住民の深い理解、協力をいただきながら、基本構想や実施計画等による計画的な行政運営に努め、健全財政の維持や行政水準の確保を図り、その結果、住民の安全や生活環境基盤の整備をはじめ教育、福祉、産業分野の施設整備や施策の展開を図るなど、住民の生活、福祉の向上に一定の成果をもたらしてきました。

今後は、今まで整備充実された施設等の効率的な活用など「ハードからソフトへ」の転換を図り、安心して安全な福祉の充実したまちづくりを推進することが肝要であり、今まで推進してきた行政改革に加えて、でき得る限り行政体のスリム化を図り、なお一層の簡素で効率的な行財政運営の確立を目指して努力することが重要であります。

本町の行財政改革の推進については、平成8年度に策定した行政改革大綱（以下「第1次行政改革大綱」という。）に基づき鋭意努力中ではありますが、同時に現情勢に配慮した大綱の改正が必要となっており、今後の財政推計にあわせて早期に指針を定め、従来から推進している事務改善や事務事業の見直しなどを引き続き推進するとともに、予算の執行の再検討をする必要があります。

これらの状況を踏まえ、「第2次大多喜町行政改革大綱」を策定しました。

2 行政改革推進の基本方針

第1次行政改革大綱の行政改革推進のポイントを引き続き、第2次行政改革大綱の基本方針とし、一部見直しを加えて新たに取り組むものとする。

住民と行政の役割分担の確立

住民と行政が協力してまちづくりを推進する必要があり、行政が行うこと、住民と行政が協力をして行うこと、住民が行うことを明確にするものとする。

財政運営の適正化

住民ニーズを的確にとらえた効果的・効率的な住民サービスを実施していく必要があり、財源の確保及び経費節減に努めるなど、財政の健全化と長期的な視点に立って財政運営の適正化を図るものとする。

職員の意識改革

行政の役割を的確に判断し、既成観念にとらわれない長期的、全体的な視点から、既存の業務を見直すこととする。

また、住民のニーズを的確にとらえ、これからのまちづくりを担当できる政策形成能力を養成することとする。

改革の実行性、継続性の確保及び公表

行政改革大綱及び行財政効率化推進計画（実施計画）の実行性及び継続性を確保するとともに、社会情勢の変化に応じて見直しを図るとともに住民に公表する。

3 第2次行政改革大綱及び行財政効率化推進計画の考え方

行政改革大綱の見直し

第2次行政改革大綱は、第1次行政改革大綱を基本として、地方分権、社会環境の変動等に対応した事務事業の見直しを図り、行財政運営の更なる効率化を図るものとする。

平成16年度 第2次行政改革大綱を決定する。

行財政効率化推進計画の策定

従来実施してきた実施計画の継続的な推進を図りつつ、住民福祉の向上と健全財政の維持を主眼として、おおむね向後10年間の財政推計に基づいた住民サービスと財政運営のあり方を検討し、あらゆる分野での事務事業の見直しによる行財政効率化推進計画を策定する。

ア 推進期間 平成17年度から平成21年度までとする。

イ 行財政効率化推進計画の作成 平成16年度に細部の洗い出しを行い、行財政効率化推進計画を作成する。

ウ 実施期間 基本的には平成17年度からとなるが、実施が急務であるものや、すぐにでも実施可能なものについては、平成16年度から実施する。

エ 計画の見直し及び進行管理 行財政効率化推進計画については、各年度終了後に見直し、ローリングを行う。進捗状況については、年度ごとに公表し、進行管理の徹底を図る。

4 行政改革の推進項目

効果的効率的な行財政運営

限られた財源のなかで高度化、多様化する住民のニーズや新たな行政課題等に的確に対応するために、行政と住民との責任分野を明確にするとともに、受益と負担の公平確保、効果的、効率的な行政を推進し、住民サービスの向上に配慮しながら、事務事業等を見直しを図る。

ア 事務事業の見直し

(ア) 地域ぐるみによる災害に強い町づくりを推進するため、地震や風水害等の災害に迅速かつ適切に行政及び地域が対応できる地域防災計画の整備を図る。

(イ) 各種イベントの開催は、地域活性化を図る上で不可欠であり、住民のイベ

ントへの参画促進を検討する。なお、イベントの実施主体や行政効果を再度検討する。

(ウ) 事務事業の見直しは、行政目的を達成するための効率性や迅速性を十分検討し、過去の慣例にとらわれない公務能率の向上を図る。

イ 民間委託（アウトソーシング）の推進

事務事業の民間委託について、民間活力の導入効果や効率性、職員の人件費の削減を配慮した推進を図るとともに、現行委託業務の効果測定による委託内容の見直しを行う。

ウ 財政の健全化と将来推計による財政運営の適正化

経常経費等の徹底した縮減により、経常収支比率の低下に努め、将来への財政負担の軽減を図る。また、将来推計をもとに財政運営方針を策定し、可能な範囲で目標値の設定により、縮減を図る。

エ 行政の情報化の推進

社会の電子ネットワーク化は、急速に進んでおり、国の e-Japan 計画等、IT革命に対応した電子自治体を目指し、情報化施策等を計画的に推進するとともに、住民サービスの向上を図る。

行政組織機構の再編見直し

社会情勢の変化や新たな行政課題に的確に対応し、また、最近における多様化した住民のニーズに応じていくために、現組織の全般的な見直しを行い、事務事業の効率的な執行を図る。

ア 行政機構の統廃合及び人件費の抑制

定員適正化計画の実施に合わせて、現行の行政機構統廃合を行うとともに、事務分掌の見直しを行い、人件費の抑制を図る。

イ 外郭団体の合理化

職員定数の削減を推進する必要がある。外郭団体の運営については、所管課の指導監督のもとに、各団体の自主的な運営管理に移行できる体制を検討する。

ウ 保健（福祉）センターの整備改善

保健、福祉、医療の総合的な住民サービスを行うため、保健センターの整備について検討する。

エ 学校給食センター、老人福祉センター、火葬場等の運営体制の改善

学校給食センター、老人福祉センター、火葬場、環境センター及び保育園の運営体制の改善を図る。

オ 自動車学校、特別養護老人ホームの将来運営計画の検討

自動車学校については、少子化に伴い、今後一層厳しい経営状況が予想されるため、早急に中長期的な経営改善計画を策定し、推進する必要がある。

特別養護老人ホームについては、高齢化社会に対応した介護システムの導入を図るとともに、施設運営にかかる諸問題に配慮して将来運営計画を検討する。

カ 委員会、審議会等の附属機関の整理合理化

各種委員会、審議会等の廃止又は整理統合を図るとともに、女性委員の積極

的な登用や広範な人材を公募により選任することを一層推進する。

定員管理と給与の適正化

行政需要の増大及び多様化に配慮しながら、限られた財源の効率的な配分や事務事業の見直しにより、適正な定員管理による職員の削減を推進するとともに、人件費の抑制を図る。

ア 職員定数の削減と定員適正化計画の策定

他の類似団体と比較して職員数が多い状況にあり、定員削減のための定員適正化計画を策定する。

イ 人件費構造の見直し

人事評価制度を見直し、給与・処遇への反映を推進するとともに、職階制や特殊勤務手当等の必要性を再度検討する。

ウ 勤務体制と時間外勤務命令の適正化

組織内部で係を超えた協力体制、係の事務配分、適正な人事配置を行い、時間外勤務手当の抑制を図る。

エ 勤労意欲の養成と人材育成による人事の効率化

職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組むことはもとより、住民に身近な行政サービスの担い手としての心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけるとともに、政策形成能力、創造的能力、法務能力等の一層の向上を図り、今後自治体間の競争が激化するなかで勤労意欲のある職員の育成を図る。

住民サービスの改善

住民の町政への理解と信頼を高めるため、住民ニーズの的確な把握に努めるとともに、職員の行政サービスの向上に対する意識の徹底を図る。

また、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢と各課の連携のもとに住民に身近な窓口サービスの向上を推進するため、窓口環境及び機能の改善並びに来庁者に対する適正な対応体制の確保を図る。

ア 窓口環境及び機能の改善

ワンストップサービスを推進し、対応体制の適正化を図り、併せて各出張所の機能強化を検討する。

イ 住民との対話によるニーズの行政への反映

各行政区単位での住民との対話方法や住民からの意見、提案方法（ホームページ、Eメールの利用も含む。）等を検討し、住民の意見を積極的に聞き、住民との協働による町政を推進する。

公有財産の管理運営の合理化

地域、社会のニーズを的確に把握し、既存の公共施設の有効活用を図るとともに、施設の特長、利用状況等を見極めながら、投資効果を高めるための適正な維持管理運営を行うとともに、利用の促進を図る。また、指定管理者制度等を検討し管理運営の見直し及び合理化を図る。

ア 既設の公共施設の管理体制の効率化と利用促進

既設の公共施設の利用環境の向上を図るとともに、投資効果を高めるための利用促進を図るとともに管理体制（指定管理者制度等を含む。）の効率化を検討する。

イ 地域ボランティアの養成とNPO団体の活用

地域ボランティアやNPO団体の養成、支援をし、現行の各種サービス、事業の中で住民との協働が可能なものの点検を行い、住民と行政の役割分担を明確にし、さまざまな組織、団体との連携を図り、協働のシステムの確立を促進する。

ウ 公共用地などの有効活用

町所有の普通財産の有効活用を推進する。また、今後未活用の土地等については、貸付や売却などを進める。

エ 水道浄水施設の改善と合理化計画の検討

水道浄水施設は、老朽化が著しく、今後維持管理が困難になるおそれがあるため、今後は浄水場の統合等、効率的な運営を推進しなければならないので、水道浄水施設の改善と合理化計画の策定し、計画的な施設の改善を図る。

議会の組織・運営の合理化

議会の自主的な検討による組織・運営の合理化を推進する。

行政改革推進に関わる政策事項

ア 庁舎建設の検討

庁舎の老朽化や狭隘化が進んでおり、今後、改築整備についての諸問題に配慮しながら建設計画を策定するとともに、資金計画に基づいた基金の積立てを行う。

イ その他政策的な取り組み

大多喜町新総合計画の施策等で示されている事項の内、第2次行政改革大綱の推進項目として次の事項を早期に検討する。

- (ア) ISO14001の認証取得による省エネルギー・省資源の一層の推進
- (イ) 結婚相談業務の充実強化
- (ウ) 新たな地域交通手段の検討
- (エ) 汚水処理計画の策定
- (オ) 廃棄物処理システムの検討
- (カ) 学校施設の整備計画の策定

用語の解説

ニーズ	需要、必要、要求。
ローリング	計画の実行 分析・評価 計画の修正・実行というサイクル（循環）を繰り返していく方法
電子ネットワーク	パソコン等の電子機器を利用した情報通信網。
e Japan計画	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）に基づく国の重点計画。 基本的な方針 「5年以内に世界最先端のIT国家となる。」 5つの重点政策分野 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 教育及び学習の振興並びに人材の育成 電子商取引等の促進 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用 の推進 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保
IT革命	レボリューション・オブ・インフォメーション・テクノロジーの略で情報技術（IT）の革新によって、経済をはじめとする地球規模での社会システムが大きく変化していく動向のこと。産業革命にならってよばれる。
ワンストップサービス	1か所で業種や管轄の異なった複数のサービスの利用や手続きを行えたりすること。
NPO	ノン・プロフィット・オーガナイゼーションの略。福祉、医療、環境保護、リサイクル及び災害復旧等の分野で活動する、私的利益を目的としない民間の非営利団体・組織。
ISO14001	国際標準化機構（ISO、International Organization for Standardization）が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格です。「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格（ISO9000シリーズ）などを発行しています。「環境マネジメントシステム」とは、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」のことをいいます。

第2次行政改革大綱策定及び行財政効率化推進計画策定までの経緯

	推進委員会	推進本部	調査検討部会
8月31日 ～9月15日	第1次行政改革推進計画進捗状況調査		
9月27日	委員公募開始		
9月29日	S	第1回行政改革推進本部会議開催	
		各所属第1次行政改革推進計画進捗状況報告	
		大綱見直し手順、作業方針決定	
10月5～8日	各所属毎ヒアリング		
	第2次行政改革大綱及び行財政効率化推進計画の主要項目案協議		
10月12日	委員公募締切り		
11月5日	第1回調査検討部会開催		
	行財政効率化推進計画項目協議、検討項目決定後、個票作成依頼		
11月24日	第2回行政改革推進本部会議開催		
	大綱見直し案協議、検討		
	行財政効率化推進計画項目協議、検討		
11月25日	委員委嘱状交付式		
11月25日	第1回推進委員会開催		
	第1次行政改革大綱推進計画達成状況報告		11月末個票回収
	策定スケジュール、フロー		
	大綱見直し案協議		
1月13日	第3回行政改革推進本部会議開催		
	行財政効率化推進計画素案協議		
1月18日	第2回推進委員会開催		
	第2次行政改革大綱案協議		
2月15日	第2回調査検討部会開催		
	行財政効率化推進計画修正案協議		
	行財政効率化推進計画策定後の進管理について		
2月24日	第4回行政改革推進本部会議開催		
	行財政効率化推進計画修正案協議		
	行財政効率化推進計画策定後の進管理方法決定		
3月15日	第3回推進委員会開催		
	第2次行政改革大綱意見書協議		
	行財政効率化推進計画案策定進捗状況報告		
	町長へ意見書提出		
大綱決定、行財政効率化推進計画公表			
			